

国立研究開発法人物質・材料研究機構

客員研究者等取扱規程

平成18年4月19日18規程第33号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の職員以外の者で、機構において研究及び事務業務に参画する者（外国人を含む。以下「客員研究者等」という。）の受入れに関する必要事項を定め、客員研究者等の適切かつ効率的な管理運営を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は次に掲げる者に適用する。

(1) 客員研究者

招聘状により国内外から招聘し、研究する者

(2) 外来研究者

ア 共同研究契約における実施相手機関の研究者

イ 国（外国を含む。）若しくはこれに準ずる公的機関の制度等を活用し、又は機構と他機関との交流協定、技術指導契約その他の取決めにに基づき、機構において研究する者（前号に該当するものを除く。）

ウ 機構の研究業務に必要と認められる者及び研究協力等を目的として研究業務に参画することを希望する者（学生を除く。）

エ 機構の研究業務を推進する上で、必要と認められる研究支援・事務業務に専ら参画することを希望する者

(3) 研修生

ア 連携大学院制度を活用する大学院生

イ NIMSインターンシップ制度を活用する者

ウ NIMSグローバル拠点推進制度を活用する学生

エ NIMS連携拠点推進制度を活用する学生

オ 機構において、大学等における教育活動の一環として研究業務に参画することを希望する者及び技術習得等を目的として研究業務に参画することを希望する者

カ 機構において、大学等における教育活動の一環として実施されている、実社会における体験を通して教育目標の達成を図る試みを希望する者

キ 機構において事務業務に係る知識習得等の一環として業務に参画することを希望する者

(承認基準)

第3条 客員研究者等は、次に掲げる基準を満たし、理事長が承認した者とする。ただし、外来研究者及び研修生については、その受入れに関する条件等を定めた契約書等（以下「契約書等」という。）に基づき、客員研究者等の資格を得るものとする。

(1) 研究業務に支障なく携われる健康と能力を有する者であること。

(2) 原則として、大学等に在学中の者又は国、地方公共団体及び企業等に在職中の者であり、その者の所属長（以下「申請者」という。）が認めた者であること。

(3) 機構の業務範囲に定められた研究業務に参画する者であること。

(服務等)

- 第4条 客員研究者等は、受入部署の担当職員（以下、「受入担当者」という。）の監督を受けるとともに、機構の服務及び管理規程等を遵守しなければならない。また、受入担当者は、客員研究者等が当該規程等を遵守するよう指導、協力しなければならない。
- 2 理事長は、機構の諸規程等を遵守しない客員研究者等については、承認を取り消すことができる。

(受入条件等)

- 第5条 機構は、次に掲げる条件により、客員研究者等を受け入れるものとする。ただし、外来研究者及び研修生は契約書等に従うこととし当該契約書等に定めがない場合は本条に従うものとする。
- (1) 客員研究者等は、機構において研究又は事務業務に参画することにより謝金を支給されない。ただし、委員会出席、講習会、講演会、原稿執筆その他理事長が特に認めた業務に対しては、謝金を支給することができる。
- (2) 客員研究者等に対する旅費及び招聘経費（日当を含む。以下、同じ。）の支給に関する取扱いについては、次のとおりとする。
- イ 第2条第1項第1号に規定する者には、国立研究開発法人物質・材料研究機構招聘規程（平成18年3月28日 18規程第32号。以下「招聘規程」という。）又は国立研究開発法人物質・材料研究機構旅費規程（平成13年4月2日 13規程第12号。以下「旅費規程」という。）の定めるところにより、旅費又は招聘経費を支給することができる。
- ロ 第2条第1項第3号ア・ウに規定する者には招聘経費を、同号エに規定する者には旅費を、招聘規程又は旅費規程の定めるところにより、それぞれ支給することができる。
- ハ 第2条第1項第3号イに規定する者には、別に定めるところにより招聘経費又は旅費を支給することができる。
- ニ 第2条第1項第2号及び同条第3号オ・カ・キに規定する者には、旅費又は招聘経費を支給しない。
- (3) 客員研究者等の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わない。
- (4) 客員研究者等の故意又は重大な過失により研究機器等に損傷を与えた場合は、本人又は申請者との連帯により弁償するものとする。
- (5) 客員研究者等の福祉（健康診断等）に関する処遇は行わない。
- (6) 客員研究者等が機構で得た研究成果等を公表及び利用する場合は、あらかじめ受入担当者の承諾を受けるものとする。
- (7) 客員研究者等の研究業務に関連して得た知的財産権は、別に契約書等による定めがない限り機構に帰属するものとする。
- (8) 客員研究者等は、傷害保険に加入するなど補償等の処置に備えるものとする。
- 2 この規程に定めるものの他、第2条第1項第3号ア・イ・ウに規定する者の取扱いに関しては、別に定める要領に従うこととする。

(受け入れ手続き)

- 第6条 客員研究者等の受入れは、以下の手続きによるものとする。
- (1) 客員研究者等についてはあらかじめ様式3「誓約書」を提出するものとする。
- (2) 第2条第1項第1号、同条第2号ア・イ及び同条第3号ア・イ・ウ・エに規定す

- る者の受入担当者は、あらかじめ様式1「客員研究者等の受入内協議書」を提出し理事長の承認を得るものとする。
- (3) 第2条第1項第2号ウ・エ及び同条第3号オ・カ・キに規定する者の申請者は、あらかじめ様式2「客員研究者等承認願」を提出し、理事長の承認を得るものとする。
 - (4) 理事長は前号により客員研究者等として承認した者に対して様式4「客員研究者等承認書」を交付するものとする。
 - (5) 第2条第1項第2号ウ・エ及び同条第3号オ・カ・キに規定する者の申請者は、研究期間の延長又は短縮を希望する場合は、あらかじめ様式5-1「客員研究者等期間延長・短縮願」を提出し、理事長の承認を得るものとする。
 - (6) 理事長は、前号により研究期間の延長又は短縮を承認した者に対して、様式5-2「客員研究者等期間延長・短縮承認書」を交付するものとする。
 - (7) 様式2「客員研究者等承認願」により承認を得て客員研究者等として研究を行っていた者については、研究期間終了後一ヶ月以内に様式6「客員研究者等研究成果報告書」を提出するものとする。
 - (8) 理事長は、客員研究者等に対して、入構許可証兼カードキーを交付することができ、また、機構アカウントについては、機構アカウント管理要領に定める利用資格を得ることのできる者に限り、付与することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものの他、客員研究者等の取扱いに関し必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年5月1日から施行する。

2 外来研究員取扱規程(13規程第35号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月25日 20規程第35号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日 21規程第63号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月27日 22規程第36号)

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則(平成23年3月28日 23規程第8号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月27日 23規程第27号)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年10月31日 23規程第86号)

この規程は、平成23年10月31日から施行する。

附 則(平成24年9月18日 24規程第69号)

この規程は、平成24年9月18日から施行する。

附 則(平成26年1月14日 26規程第1号)

この規程は、平成26年1月14日から施行する。

附 則(平成27年3月24日 27規程第40号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月20日 28規程第71号)

この規程は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月26日 2019規程第21号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日 2020規程第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日 2021規程第48号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年7月28日 2021規程第74号）

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 2023規程第82号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月28日 2025規程第1号）

この規程は、令和7年2月1日から施行する。